別紙

協定金の額に関する算定方法

スタメン自由提案プロジェクトの実施に関する協定書第10条（協定金の額の決定）にいう「別途定める方法」について、以下のとおり定める。

１　協定金の算定方法

　　甲は乙から提出された実績報告及び領収書等の証拠書類を審査のうえ、事業実施に

掛かった実費を協定金額として決定する。

２　協定経費の対象

　　協定経費の対象は以下のとおりとする。

（１） 消耗品費

（２） 通信運搬費

（３） 外部講師謝金

（４） 会場借上費

（５） 印刷製本費

（６） 広報費

（７） 委託費

（８） その他事業の実施において要する経費のうち都が必要と認めるもの

３　対象外経費

　　以下の経費は協定経費の対象外となる。

(１) 使途、単価、規模等の確認が不可能なもの

（２） 名義が運営事業者以外の領収書、振込明細書等の経費（ただし、運営事業者以外の名義によらざるを得ない事情がある場合は、都に事前に相談し、都の了承を得ること）

（３） 本事業以外の他の事業に要した経費と明確に区分できないもの

（４） 協定締結より前に開始した事業に係るもの。ただし、協定締結より前に開始した事業であっても、その一部が、内容や経費等の面から明確に協定締結以前の部分と区別できる場合には対象とすることができる。

（５） 年度末までに事業及び支払いが完了していないもの （年度末までに支払われていないことに相当な事由があると認められるものは除く）

（６） 消費税等の官公署に支払う費用に係る経費

（７） 過度な茶菓、飲食、娯楽、接待の費用

（８） 本事業以外の業務・取引と混在して支払いが行われているもの

（９）　同一の事由で国、都または区市町村等から給付金や助成金を受けている事業に係る経費

（１０） 個人及び事業者に帰属する財産となるもの

（１１） 事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

（１２） 上記各号のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切な経費

※対象かどうか疑義が生じた場合は、協定締結後に都に都度確認すること。

４　その他対象外経費となる場合

(１) 事業計画書に記載された事業内容が完遂されない場合（イベントの不実施やセミナーの不実施など）は、特別な事情がある場合を除き、その準備に要した費用は協定金の対象とならない。

（２） プロジェクト実施にあたり収入があった場合は、事業に要した経費から収入を除いた金額を協定金の対象とする。